

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380016

研究課題名(和文) 米国における電子メディア産業構造規制と合衆国憲法修正第1条

研究課題名(英文) Structural regulations on electronic media and the First Amendment of the Constitution of the United States of America

研究代表者

佐々木 秀智 (SASAKI, Hidetomo)

明治大学・法学部・教授

研究者番号：50303037

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米国連邦通信委員会(FCC)によって行われている電子メディアに関する産業構造規制が、言論・プレスの自由を保障する合衆国憲法修正第1条どのように分析されているのかを研究した。特に近時のメディア市場の急激な変化により、新たなメディアが出現したことについて、伝統的な修正第1条の法理からどのように位置づけられているのかを明らかにした。
具体的には、地上波放送の全米・地域それぞれのレベルの所有規制、ネットワーク中立原則が、修正第1条上どのように位置づけられているかを検討した論文を公表した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I analyzed the status of structural regulations on electronic media under the First Amendment of the Constitution of United States which guarantee the freedom of speech and the press. In particular, due to recent rapid change of media market, new electronic media has been gowned. I analyzed these phenomena under First Amendment jurisprudence.
First, I focused on broadcast ownership regulations which regulate multiple broadcast station ownership on national and local level. Next I focus on network neutrality regulation. And I published two article about these issues.

研究分野：社会科学

キーワード：表現の自由 電子メディア規制 情報の多様性 地域性 公正競争の維持 経済的手法

1. 研究開始当初の背景

米国の電子メディア市場においては、従来 1934 年通信法 (Communications Act of 1934) に基づいて、地上波放送局の全米・地域それぞれのレベルでの所有規制、ケーブル、日刊新聞とのクロス・メディア所有規制等の産業構造規制が連邦通信委員会 (FCC) によって行われていた。その後 1996 年電気通信法 (Telecommunications Act of 1996) によって規制の緩和・廃止を基本とした、規制の改革が命じられ、定期的な規制改革審査が実施されていた。そのなかで言論・プレス of 自由を保障する合衆国憲法修正第 1 条の観点からの検討が行われていた。そのなかでは、電子メディア法政策の基本理念として、情報の多様性の確保、地域性の確保、公正競争の維持の 3 つが基本理念として提示され、前二者が修正第 1 条上に根拠を有するものと一般的に理解され、連邦最高裁判例もそれを支持してきた。

しかしながら、これらの基本理念が抽象的、漠然としたものではないかとの指摘がなされ、修正第 1 条に違反するのではないかとの指摘が有力に提唱されていた。

2. 研究の目的

本研究は、米国の 1934 年通信法に基づいた電子メディア規制のうち、経済的手法を用いた産業構造規制のあり方に関して、言論・プレス of 自由を保障する合衆国憲法修正第 1 条の観点から、検討を行うことを目的とした。これらの規制は、修正第 1 条が多様な思想・情報が自由に流通する環境 (思想の自由市場) を前提とすることから、電子メディアの寡占化防止を目的として行われる。しかし、当該規制によって電子メディアの表現の自由が不当に制約される恐れが生じる。そこで、規制を正当化する根拠の提示、表現の自由を不当に制約しない具体的な規制の構築が行われ、連邦最高裁による合憲性審査を受けてきた。本研究は、特に情報通信技術の発達、メディアの多様化への対応を目的とする 1996 年電気通信法成立以降の動向を対象として検討を行った。

この研究においては、従来わが国ではこの種の規制について経済法の観点からは研究がなされてきたが、それを憲法、表現の自由論の観点から検討することを目的とした。

米国において個別具体的な規制の中で憲法上の価値がどのように考慮され、具体的に調整されているかについて検討することにより、わが国における電子メディア産業構造規制のあり方に関する議論の中で、実証的、具体的なデータを前提とした電子メディアに関する憲法理論の構築にむけた議論のあり方について一定の方向性を指摘できるも

のと考えている。

3. 研究の方法

本研究では、まず総論として、電子メディアにおける憲法理論について、具体的な判例を検討した。

米国においては、電波の有限稀少性 (Red Lion Broadcasting Co. v. FCC, 395 U.S. 367 (1969))、社会的影響力 (FCC v. Pacifica Foundation, 438 U.S. 726 (1978)) を根拠として、放送メディア規制の合憲性が正当化されてきた。そして Red Lion 判決において連邦最高裁は、民主主義が有効に機能するためには、国民に対して多様な情報がメディアによって提供されなければならないとし、メディアの特性論を採用して合憲性審査基準を緩和し、放送メディアの規制の合憲性を根拠づけている。そして、メディア産業構造規制に関しても、この理論に基づいて合憲性を支持している (FCC v. National Citizens Committee for Broadcasting, 436 U.S. 775 (1978))。

しかし、ケーブル等のメディアが普及することによって、有限稀少性が解消されたと指摘されるようになり、連邦最高裁も、ケーブルに関してボトルネック的コントロールとの独自の規制根拠を提示し (Turner Broadcasting v. FCC, 512 U.S. 622 (1994))、合憲性審査基準を厳格化している。そして Turner 判決以降、Red Lion 判決の有効性に関して疑問を提起する連邦下級裁判例が現れている。これらについて検討し、電子メディアに関する憲法理論が、情報通信技術の発達、メディアの多様化によって、どのような影響を受けているのかについて明らかにした。一方、社会的影響力に関しては、連邦最高裁内でも見解が分かれており、社会的影響力が有効な規制根拠ではなくなったとの意見も示されていることを明らかにした。

そのうえで、電子メディア規制のあり方に関する以下の 3 つの見解について検討を加えた。

市場主義：法と経済学派を中心に、小さな政府を志向して規制緩和を主張し、思想の自由市場における競争原理を重視する見解。

共和主義的民主主義：サンステイン (Cass Sunstein) を中心とした、共和主義の考え方を重視し、民主主義が有効に機能するためには、競争原理ではなく、情報の多様性を確保するために政府による規制が必要とする見解。複合的民主主義：ベイカー (Edwin C. Baker) を中心とした、基本的にはと同じであるが、共和主義を警戒し、多元的な社会を前提とした民主主義論に基づく見解。

これらの議論に関しては、多様な電子メディアが出現する以前 (放送のみ) においては、電波の有限稀少性を前提として の見解が

採用されていたが、1980年代以降、ケーブル、衛星放送、インターネット等が次々に普及したことによって、稀少性が解消ないしは大幅に緩和されたとして、の見解が支持を拡大した。しかし、競争原理の限界も広く認識されるようになったことから、現在では、の見解も有力に支持されている。1996年電気通信法制定以降の実際のメディア規制においては、ブッシュ大統領の共和党政権下のFCCの立場であり、クリントン、オバマ大統領の民主党政権下のFCCは、基本的にの立場である。

以上をふまえて、各論として、1996年電気通信法に基づいて実施された電子メディアの産業構造規制に関するFCCの規制改革審査、それらが問題となった2回のPrometheus Radio Project v FCC連邦控訴裁判決を分析した。

4. 研究成果

本研究から、以下の点が明らかとなった。情報の多様性の確保、地域性の確保、公正競争の維持といった、電子メディア法政策の基本理念が具体的にどのような内容を有するものなのかについて明らかにした。また、個別の規制においてこれの基本理念がどのように関連付けられているのかが詳細に検討されていることを明らかにした。

研究開始当初は、電子メディアとして、情報は放送、ケーブル、衛星放送を基本とし、通信メディアは副次的なものと捉えられていたが、2000年代後半から通信事業者によるネット接続が拡大するに従い、通信メディアがこの問題においてきわめて重要な地位を占めるに至ったことを明らかにした。

通信メディアの急激な普及に象徴され、またFCCが2011年から開始した規制改革審査に関する報告書を取りまとめることができなかつたことから明らかのように、近時電子メディア市場が激変していることが明らかとなり、今後も継続的に研究する必要性が明らかとなった。特に修正第1条は、メディアごとの理論を構築してきているが、1990年代半ばより、現在までの20年間で、地上波放送ケーブルと電子メディア市場の基幹メディアが変化し、さらに通信メディアがケーブルの地位を脅かしつつある。であるから新たな基幹メディアを前提とした修正第1条の理論の構築が行われるのではないかと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

佐々木秀智「米国の電子メディア規制の基本理念と地域レベルの放送局所有規制」情報通信政策レビュー9号(2014年)23-54頁(査読なし)

佐々木秀智「米国のネットワーク中立原則と連邦憲法修正第1条」別冊NBL No.153『情報通信法制の論点分析』(2015年)297-322頁(査読なし)

〔学会発表〕(計 2 件)

佐々木秀智「米国における電子メディア所有規制の基本理念(diversity, localism, fair competition)の観点からの地域レベルでのテレビ及びラジオに関する所有規制の検討」情報通信法学研究会、2014年5月19日、総務省情報通信政策研究所(東京)

佐々木秀智「ネットワーク中立原則と合衆国憲法修正第1条」情報通信法学研究会、2015年6月25日、総務省情報通信政策研究所(東京)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐々木秀智 (SASAKI, Hidetomo)
明治大学・法学部・教授
研究者番号：50303037

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：